

答 申 書
(答申第120号)
平成22年10月4日

1 審査会の結論

別紙1の表の左欄に掲げる開示請求に対し、(1)同表の(d)を一部開示決定処分に係る対象公文書として特定したのは誤りであり、「報告書(平成○年○月○日付け)平成○年度第○回北海道環境審議会(温泉部会)の答申について」を対象公文書として特定し、開示等の決定をすべきである。

(2)同表の(d)を除く一部開示決定処分に係る対象公文書の特定については、妥当である。

(3)同表の(i)、(j)、(x)及び(y)を不存在としたことは、妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る対象公文書について

ア 本件諮問事案に係る開示請求(以下「本件開示請求」という。)の内容は、別紙1の表の左欄に掲げるとおりである。

イ 北海道知事(以下「実施機関」という。)は、本件開示請求に対して、別紙1の表の右欄に掲げる公文書を対象公文書(以下「本件公文書」という。)と特定した。

(2) 本件諮問事案における審議について

ア 実施機関は、本件公文書のうち(i)、(j)、(x)及び(y)を除く公文書については、その一部が北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第10条第1項第1号に規定する非開示情報、同項第2号に規定する非開示情報及び同項第3号に規定する非開示情報に該当するとして、一部開示決定処分(以下「本件一部開示決定処分」という。)を、また、(i)、(j)、(x)及び(y)については、保存期間満了により廃棄済みであるため存在しないことを理由として、条例第17条の規定に基づき公文書不存在通知(以下「本件不存在処分」という。)を行った。

イ 異議申立人は、本件開示請求に対して公文書の隠蔽及び改竄・捏造した公文書を渡しているとして、本件一部開示決定処分及び本件不存在処分の撤回を求めている。

当審査会としては、異議申立人から提出された異議申立書、異議申立補正書、資料及び陳述書並びに当審査会における異議申立人の意見陳述から判断すると、異議申立人は、本件一部開示決定処分に係る非開示情報の開示について求めているものではなく、真正な公文書の開示を求めているものと解するのが相当であることから、本件一部開示決定処分に係る対象公文書の特定の妥当性と本件不存在処分の妥当性について判断することとする。

(3) 本件一部開示決定処分に係る対象公文書の特定について

ア 異議申立人は、公文書の隠蔽及び改竄・捏造した公文書を渡していると主張し、概ね次のとおり理由を説明する。

(ア) 実施機関に対し、平成22年1月4日付け公文書開示請求(以下「前回開示請求」という。)を行い、取得した温泉掘削許可申請書(平成○年○月○日收受)の表紙の写し(以下「前回表紙」という。)と本件公文書(a)の表紙の写し(以下「本件表紙」という。)は同一文書であるのに本件表紙には○○市保健所の收受印がなく、本当に原本の写しを渡しているのか疑わしい。

(イ) 前回開示請求した1号温泉の揚湯試験測定記録表(以下「揚湯記録表」という。)と本件公文書(k)のうち揚湯記録表について開示されたものが違うため、本当に原本の写しを渡しているのか疑わしい。また、数字の記載がされていない空様式

- 用紙が開示されている。
- (ウ) 本件一部開示決定処分により開示された公文書に、同一公文書が複数開示されている。
- (エ) 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇が〇〇〇〇地区で、平成〇年までに2箇所温泉掘削をしているのに、1箇所しか現存していないとして、Bを開示している。
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇隣接地に、平成〇年〇月に掘削後未利用の温泉があり、私が要求したのはこの温泉のことで、昨年12月の道庁訪問時に実施機関に話している。番地が分からず会社が売買した登記書を見せている。
- (オ) 実施機関が開示した(a)の写真6枚と〇〇市保健所が(a)を進達した時の写真6枚は同一写真であるのに、実施機関が開示した(a)の写真には説明書きがなく、〇〇市保健所が進達した時の写真には説明書きがある。
原本が間違いないのであれば、説明書きが入ったものでなければおかしいことになる。これは、隠蔽して削除しているとしたか考えられない。
- (カ) (d)については、本件開示請求とは一切関係ない公文書である。
- イ 実施機関は、異議申立人の主張アの(ア)ないし(カ)に対し、それぞれ次のとおり説明する。
- (ア) 前回表紙及び本件表紙は同一公文書の写しであるが、前回表紙には〇〇市保健所〇〇課収受の赤色の印影が存在していたが、本件表紙には、当該印影が存在していなかった。
本件異議申立て受付後、再度該当公文書の写しを作成してみたところ、コピー機のコピー濃度が薄い場合に、赤色の印影が複写されない現象を確認した。
したがって、コピー機の作動不良により、本件表紙は正しく複写されなかったこと及び写し作成後の状況確認不足が原因である。
- (イ) 前回開示請求に対して、同年1月18日に温度を確認できる公文書として、(k)のうち揚湯記録表6枚を開示した。本件開示請求においては、(k)のうち揚湯記録表及び揚湯試験測定記録表(以下「揚水記録表」という。)合計14枚を開示するはずであったが、コピー機の作動不良により、揚湯記録表のうち1枚目と4枚目が正しく複写されず欠落してしまったこと及びコピー後の状況確認不足が原因である。また、数字の記載のない空様式用紙については、(k)のうち揚水記録表として保管していた公文書であることから開示したものである。
- (ウ) 異議申立人が主張する同一文書は、株式会社〇〇〇の定款であり、(a)、(b)、(k)及び(1)それぞれに添付された公文書であることから、特定し開示したものである。
- (エ) 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇が申請した〇〇市〇〇〇〇番地〇に現存する温泉井が確認できなかったため、同社が申請した〇〇市〇〇〇〇に現存する源泉に係る温泉法に基づく書類とし、地域を拡大することを請求者に電話で確認し、了解を得て補正し、Bを特定して開示したものである。
なお、補正後の請求内容については、平成22年2月12日付けで公文書開示決定期間延長通知書により通知しており、それに対し異議申立人から請求内容が誤っているなどの申し出はなかった。
- (オ) 実施機関が開示した(a)の補足資料である「申請内容に関する補足資料(新規源泉掘削の理由)」にある写真6枚と、〇〇市保健所が開示した道への進達文書である平成〇年〇月〇日収受廃孔届出書(届出者株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇)の写真6枚は同一のものであるが、実施機関が開示したのは(a)であり、〇〇市保健所が開示した文書は廃孔届出書で同一文書ではないことから、説明書きに相違があるものである。
- (カ) 異議申立人の主張のとおり、対象公文書の特定を誤ったものであり、正しくは、「報告書(平成〇年〇月〇日付け)平成〇年度第〇回北海道環境審議会(温泉部会)の答申について」である。

なお、実施機関の事務の誤りが原因であった(ア)、(イ)及び(カ)については、平成22年7月21日付けで適正な公文書の写しを異議申立人に送付している。

ウ 当審査会として、異議申立人の主張、実施機関の説明を踏まえ審議した結果は、次のとおりである。

- ・ (ア)について、異議申立人が資料として審査会に提出した本件表紙の写しには異議申立人の主張のとおり〇〇市保健所〇〇課収受の印影がないことが確認されたので、当該資料と本件公文書を照合したところ、印影部分以外については同一のものであることが確認された。

また、当審査会事務局において当該公文書の写しを作成してみたところ、コピー機のコピー濃度によっては赤色の印影部分が複写されないことが確認された。

これらのことから、コピー機の事前の濃度調整の不十分さと確認不足が原因と認められる。

- ・ (イ)について、異議申立人が資料として審査会に提出した揚湯記録表と本件公文書を照合したところ、実施機関が主張する欠落した公文書2枚以外については同一のものであること、数字の記載のない空様式用紙についても、本件公文書に添付されていることが確認された。

これらのことから、実施機関の主張に、特段、不自然、不合理な点があるとは認められない。

- ・ (ウ)について、同一文書が複数開示されているとされた文書は同一法人の定款であり、当該法人が行った複数の申請書にそれぞれ添付された文書であることから開示したものであるとする実施機関の主張に、特段、不自然、不合理な点があるとは認められない。

- ・ (エ)について、請求者に了解を得て開示請求の内容を補正したものであり、その補正した内容についても異議申立人に通知していることから、実施機関の事務処理に特段の不備があるとは認められない。

- ・ (オ)について、写真は同一ではあるが公文書は同一ではなく、説明書きに相違があってもおかしくはないとする実施機関の主張に、特段、不自然、不合理な点があるとは認められない。

- ・ (カ)について、本件公文書を見分したところ、異議申立人の主張のとおり本件開示請求とは関係のない文書であり、実施機関が説明した公文書を見分したところ、当該公文書が本件開示請求に係る対象公文書であることが確認されたことから、対象公文書の特定を誤ったものと認められる。

以上、実施機関も認めるとおり(ア)及び(イ)の開示事務については問題があったものの、その点については既に実施機関において適正な公文書の写しの交付が行われており、一部対象公文書の特定誤りがあるほかは、公文書の隠蔽及び改竄・捏造を伺わせるような事実は認められず、また、真正な公文書が別に存在していることを伺わせるような事実も認められない。

また、異議申立人から公文書の隠蔽及び改竄・捏造並びに真正な公文書の存在を伺わせるに足りる別の資料等の提出はなかった。

したがって、本件一部開示決定処分に係る対象公文書として(d)ではなく「報告書(平成〇年〇月〇日付け)平成〇年度第〇回北海道環境審議会(温泉部会)の答申について」を特定し開示等の決定を行うべきであるが、その余については実施機関が行った対象公文書の特定は、妥当であると判断する。

(4) 本件不存在処分について

ア 異議申立人は、掘削等完了又は廃止書類は、温泉法で届出義務が課されているものであり、温泉動力装置許可が出ている以上当該公文書が存在しないことは有り得ないと主張している。

イ 実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

本件公文書のうち、(i)については、平成〇年度(〇月〇日)の届出文書で、(j)

については、平成○年度（○月○日）の届出文書であり、ともに北海道文書管理規程第33条による完結文書の保存期間は3年であるので、平成○年3月末をもって保存期間が満了し、廃棄とした。

また、(x)及び(y)については、平成○年度（○月○日）の届出文書であり、同じく保存期間は3年であるので、平成○年3月末をもって保存期間が満了し、廃棄とした。

以上のとおり、いずれも3年の保存期間が満了し、廃棄済みであるため当該公文書は存在しないものである。

ウ 当審査会としては、本件不存在とした公文書の保存期間は、実施機関の定めた文書分類表で3年とされていること、及び北海道文書管理規程により、保存期間の満了したものは、主務課長の決定を経て廃棄しなければならないと規定されていることから、本件不存在とした公文書は既に廃棄されているとの実施機関の主張に、特段、不自然、不合理な点があるとは認められない。

したがって、実施機関が本件開示請求に対し、本件不存在処分を行ったことは、妥当であると判断する。

(5) 異議申立人のその他の主張について

ア 異議申立人は、陳述書等において、不始末をした職員等に対して、懲戒・服務規程等に照らしての処分を主張するが、当審査会は、あくまでも条例の規定により実施機関が行った開示等決定の妥当性を審査するものであることから、当該主張を採用することはできない。

また、本件公文書の開示は、本件開示請求から1ヶ月以上経過しており、本件公文書を必要とした裁判に支障があったと主張するが、それについては、条例第14条第1項ただし書に基づき、公文書開示決定期間延長の手続きをしており、特段、本件開示を遅らせた事実は認められなかった。

イ 異議申立人のその余の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

(6) 本件一部開示決定処分に対する意見について

本件一部開示決定処分に対する判断は先に述べたとおりであるが、異議申立人が本件異議申立てに至ったのは、対象公文書の特定、公文書の写しの欠落などに起因する開示された公文書及び実施機関への不信感にあるものと思われる。

まず、対象公文書(d)の特定誤り、開示する公文書の写しの欠落や作成誤り、作成後の確認不足については、事務処理として適切さを欠くものであり、後日、適正な公文書の写しを異議申立人に送付しているものの、容認できるものではない。

道の情報公開は、公文書開示請求の事務処理が適切に行われることを当然の前提としており、その結果、条例の目的である開かれた道政を一層推進し、もって地方自治の本旨に即した道政の発展に寄与することを達成できるものであるから、実施機関には、この点を十分認識して適切な事務処理を行うことを強く要望する。

また、本件開示請求のうちBの一連の公文書を対象公文書として特定したことについては、事務処理として特段の不備は認められないと判断したが、異議申立人が本件開示請求に至る背景事情を実施機関に説明していたことを考慮すると、請求内容の確認作業を丁寧に行えば求めていた公文書を特定できた可能性があり、今後、実施機関においては、開示請求者に対して、文書特定のための情報を可能な限り提供し確認する等適切に対応されることを要望する。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成22年6月11日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 諮問書の受理（諮問番号364） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③異議申立補正書の写し、④公文書開示請求書の写し、⑤公文書一部開示決定通知書の写し、⑥公文書不存在通知書の写し、⑦異議申立ての概要、⑧理由説明書、⑨対象公文書の写し）の提出
平成22年6月16日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規諮問事案の報告（諮問番号364） ○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
平成22年6月28日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 異議申立人の資料を受理
平成22年7月5日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 異議申立人の資料を受理
平成22年7月14日 （第三部会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実施機関から本件処分理由等を聴取 ○ 異議申立人の意見陳述 ○ 審議
平成22年9月1日 （第三部会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 審議
平成22年9月28日 （第50回審査会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 答申案審議
平成22年10月4日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 答申

別紙 1

開示請求の内容	対象公文書名
A 株式会社〇〇〇が申請した〇〇市〇〇〇〇番の〇に所在する1号温泉及び2号温泉に係る温泉法に基づく次の書類	
1 温泉掘削許可申請書類一式	(a) 温泉掘削許可申請書(平成〇年〇月〇日收受) (b) 温泉掘削許可申請書(平成〇年〇月〇日收受)
2 温泉部会の答申(掘削許可に係るもの)	(c) 平成〇年度第〇回北海道環境審議会(温泉部会)の答申について(平成〇年〇月〇日報告) (d) 平成〇年度第〇回北海道環境審議会(温泉部会)の答申について(平成〇年〇月〇日報告)
3 許可決定書類一式(掘削許可に係るもの)	(e) 温泉の掘削許可について(平成〇年〇月〇日決定) (f) 温泉の掘削許可について(平成〇年〇月〇日決定)
4 完了又は廃止の届出書類一式(着手も含む)	(g) 温泉掘削工事着手届出書(平成〇年〇月〇日收受) (h) 温泉掘削工事完了届出書(平成〇年〇月〇日收受) (i) 温泉掘削工事着手届出書(〇〇市〇〇〇番〇に所在する株式会社〇〇〇が温泉掘削許可を取得した1号温泉に係るもの) (j) 温泉掘削工事完了届出書(〇〇市〇〇〇番〇に所在する株式会社〇〇〇が温泉掘削許可を取得した1号温泉に係るもの)
5 温泉動力装置許可申請書類一式	(k) 温泉動力装置許可申請書(平成〇年〇月〇日收受) (l) 温泉動力装置許可申請書(平成〇年〇月〇日收受)
6 温泉部会の答申(温泉動力装置許可に係るもの)	(m) 平成〇年度第〇回北海道環境審議会(温泉部会)の答申について(平成〇年〇月〇日報告) (n) 平成〇年度第〇回北海道環境審議会(温泉部会)の答申について(平成〇年〇月〇日報告)
7 許可決定書類一式(温泉動力装置許可に係るもの)	(o) 温泉の動力装置許可について(平成〇年〇月〇日決定) (p) 温泉法第11条第1項の規定に基づく動力装置許可申請について(平成〇年〇月〇日決定)

8 完了又は廃止の届出書類一式 (着手も含む)	(q) 温泉動力装置工事着手届出書 (平成○年○月○日收受) (r) 温泉動力装置工事完了届出書 (平成○年○月○日收受)
B 株式会社○○○○○○○○○○が申請した○○市○○に現存する源泉に関する温泉法に基づく次の書類	
1 温泉掘削許可申請書類一式	(s) 温泉掘さく許可申請書 (平成○年○月○日收受)
2 温泉部会の答申	(t) 平成○年度第○回北海道自然環境保全審議会 (温泉部会) の答申について (平成○年○月○日報告) (u) 平成○年度第○回北海道自然環境保全審議会 (温泉部会) の答申について (平成○年○月○日報告)
3 許可決定書類一式	(v) 温泉の掘さく許可について (平成○年○月○日決定) (w) 温泉の動力装置許可について (平成○年○月○日決定)
4 完了又は廃止の届出書類一式 (着手も含む)	(X) 温泉掘削工事着手届出書 (○○市○○に現存する株式会社○○○○○○○○○○が温泉掘削許可を取得した源泉に係るもの) (y) 温泉掘削工事完了届出書 (○○市○○に現存する株式会社○○○○○○○○○○が温泉掘削許可を取得した源泉に係るもの)
5 掘削地点に係る温泉動力装置許可申請書類一式	(z) 温泉動力装置許可申請書 (平成○年○月○日收受)